

活動報告（8月レポート）

担当：静岡県西部農林事務所地域振興課

表題：しずおかGAP取得に向けた現地審査が行われました（次郎柿）

日時：令和8年8月4日（火曜日）

場所：静岡県浜松市



現地審査の様子

令和8年8月4日（火）、しずおか農林水産物GAPの取得を希望する2件の次郎柿生産法人に対し、現地審査が行われました。

当日は、県庁食と農の振興課の職員が審査員となり、帳票類の確認及びほ場や調整施設、農薬保管庫等の確認がされました。

出荷調整用のハサミに使用する潤滑油が食品機械用ではないことや、燃料の保管場所が部外者が容易に立ち入れる場所であったこと、堆肥の成分表を確認していなかったこと等が指摘事項として挙げられました。

今後、審査報告書をもとに是正報告書を提出し、9月28日に県庁で審査会が開催される予定です。

西部農林事務所では、しずおか農林水産物GAPの取得希望者に対し、取得に向けた支援を行ってまいります。

※しずおか農林水産物GAP認証制度認証とは

静岡県内で農林水産物を生産する個人・団体が実践する生産から出荷までの生産工程管理（GAP）の取組に対して県が認証を行う制度。

対象は農産物（青果物、米、茶、花き）、林産物（きのこ類）、畜産物（肉用牛、乳用牛、豚、肉用鶏、採卵鶏）、水産物（うなぎ、ます類、ひらめ）。

認証機関は4年間で、年に1回、県が取組状況を監査している。